

動物愛護週間各種行事風景
(写真は平成19・20年度のものです)



動物愛護週間のお知らせ

毎年9月20日から26日は動物愛護週間となっています。動物愛護週間では命ある動物の愛護と適正な飼養について、私たちが関心と理解を深め、動物愛護思想の普及啓発を図り、生命尊重と友愛および平和の情操を広めることを目的に、全国で様々な関連行事が開催されます。

沖縄県でも動物愛護週間行事が行われ、9月23日(秋分の日)に開催する「動物愛護の集い」では動物愛護図画コンクール表彰式、譲渡会、犬やねこの飼い方・しつけ方教室、動物ふれあいコーナー、動物愛護に関するパネル展示、アトラクションなど、各種イベントの開催を予定しています。この機会に、人間と動物の関係について考えてみませんか。

平成21年度動物愛護週間行事日程(予定)

- 平成21年度動物愛護図画コンクール優秀作品展示
日時：平成21年9月14日(月)～30日(水)
場所：沖縄県庁県民ホール・ほか
- 動物愛護街頭キャンペーン
日時：平成21年9月18日(金) 16:00～17:00
場所：沖縄県庁県民ホール・県民広場・パレットくもじ前広場(那覇市)
- 動物愛護キャンペーン(宮古および八重山)
日時：平成21年9月19日(土)～26日(土)
場所：宮古および八重山各福祉保健所管内
- 動物愛護の集い
日時：平成21年9月23日(水、秋分の日) 10:00～15:00
場所：沖縄県動物愛護管理センター(南城市)
- 動物慰霊祭
日時：平成21年9月25日(金) 15:30～16:30
場所：沖縄県動物愛護管理センター(南城市)

(注意)日時および場所等については、あくまで予定であり、今後、関係機関等との調整により変更する場合があります。詳しくは県業務衛生課までお問い合わせ下さい。



かわいいと思う気持ちを最後まで

動物愛護週間によせて

現在、動物を飼う人が増え、動物はパートナーとして無くてはならない存在となりました。しかし、その一方で、「かわいい」「欲しい」と軽い興味本位で動物を飼い始めたものの、「飽きた」「忙しい」を理由に世話をしなくなったり、簡単に飼うのをやめてしまう悲しいケースも見受けられます。

動物は飼い主を選べません。動物を飼っている人も、これから飼いたいと思っている人も、ここで飼い主の責任について考えてみませんか。

飼う楽しさと命を預かる責任

近年、我が国では、少子高齢化や核家族化が進み、人々のライフスタイルの多様化とともに、動物を飼う人が増えてきました。これまで愛玩動物と称されていた犬や猫などが、伴侶動物(コンパニオンアニマル)と称されるようになり、人々の動物に対する意識にも変化が見られるようになりました。飼い主たちの心を癒す動物を飼うことで人間関係を円滑にしたり、命を預かる責任の重さや命の大切さを子供たちに教えることができるなど、動物は人とともに暮らす家族の一員として重要な役割を担うようになっています。

その反面、動物について十分な知識を持たず、間違った飼い方をしたため、動物の存在が逆にストレスとなったことが原因で動物虐待や遺棄事件に繋がったり、近隣住民との動物を巡るトラブル(放し飼い、咬傷事故、家畜や農作物等の被害、臭い・鳴き声、糞害等)になるなど、近年は社会問題として取り上げられるようにもなりました。動物は人間と同じように自分の意志と感情を持つ、命ある存在です。動物が飼い主の思い通りになるとは限らない上、動物の起こしたトラブルは全て飼い主の責任となります。動物を飼うのに愛情は欠かせませんが、「かわいい」という気持ちだけで動物を飼うことはできません。飼う動物の生理・生態・習性などについて十分に理解し、飼い主自身が最後まで責任を持って飼うことができるか常によく考える必要があります。



お問い合わせ先(引取り場所)

- 【本島および周辺離島】
動物愛護管理センター
TEL 098-945-3043
- 【宮古地域】
宮古保健所 生活環境班
TEL 0980-72-3501
- 【八重山地域】
八重山保健所 生活環境班
TEL 0980-82-3243

手数料の金額(1頭あたり)

- 【犬の場合】
- 91日齢以上(30kg以上) … 3,500円
- 91日齢以上(30kg未満) … 2,500円
- 91日齢未満 … 500円
- 【ねこの場合】
- 91日齢以上 … 2,500円
- 91日齢未満 … 500円

動物の命の大切さについてよく考え、飼い主自身が責任を持って自分で飼い続けるか、新しい飼い主を探すなどして、飼い犬・飼いねこの安易な引取りを求めないようお願いします。

なお、飼っている動物を捨てることは「動物の愛護及び管理に関する法律」で禁止されており、違反すると五十万円以下の罰金が科せられます。

動物の愛護および管理について県民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

- 本当にどうしても飼いたい続けることはできませんか？
- 他で飼ってもらえるところはありますか？探しましたか？
- もう会えないことを家族全員でしっかりと話し合いましたか？
- 引き取られた犬やねこがその後、どうなるかご存知ですか？
- 飼い主(委任を受けた代理人等も含む)が所有権を放棄し、引き取られた犬ねこについては、ほんの一部が運良く新しい飼い主にもらわれていくものの、その大部分は原則として翌日には殺処分されます。
- 飼い主が手放した犬ねこには原則としてもう二度と会うことはできず、引き取られた犬ねこのその後について何かしらの希望や要求をしたとしても、それがかなうことはありません。



引取り有料化通知ポスター

飼い主の責任の明確化や安易な引取りの防止、受益者負担等の観点から、県では平成二十一年十月一日より飼い犬・飼いねこの引取りについて手数料を科すことになりました。

飼い犬・飼いねこの引取りを求め前に、命の大切さと飼い主の責任について、もう一度よく考えてください。

犬ねこの引取り
有料化のお知らせ

お問い合わせ 県業務衛生課 TEL: 098-866-2215